

信託ネット通帳規定

1.(関係規定の適用・準用)

「信託ネット通帳(以下、「本サービス」という。)」については、この信託ネット通帳規定(以下、「本規定」という。)の定めによる他、第2条第2項各号の各取引に係る約款あるいは規定(以下、「関連規定」という。)により取扱います。本規定に定められた事項を除き、本サービスでのお取引は関連規定の記載上、通帳を発行する方式として取扱います。

なお、関連規定と本規定とで相違が生じる場合には、本規定が優先して適用されるものとします。

2.(信託ネット通帳)

(1)本サービスは当社総合口座(以下、「総合口座」という。)の取引について、総合口座取引規定の定めにかかわらず、通帳の発行・記載に替えて三菱UFJ信託ダイレクトのインターネットバンキング(以下、「インターネットバンキング」という。)により、お取引の内容をご確認いただくサービスです。

(2)次の各号の取引について、本サービスのご利用により総合口座取引規定に定めた総合口座として利用することができます。

①普通預金(普通預金(無利息型)を含む。以下同じ。)

②スーパー定期(自由金利型定期預金M型)、自由金利型定期預金、変動金利定期預金「スプリング」、「グローイング」(以下、これらを「定期預金」という。)

③定期預金を担保とする当座貸越

(3)本サービスでは総合口座通帳は発行いたしません。お取引の内容はインターネットバンキングでご確認ください。

(4)本サービスではインターネットバンキングへのご加入を必須といたします。

(5)本サービスでは必ずキャッシュカード(本人カード)を発行いたします。なお、総合口座内の普通預金についてキャッシュカードを発行している場合、当該キャッシュカードを本サービスのキャッシュカードとしてご利用いただけます。キャッシュカードのご利用に当たっては、本規定に別段の定めがある場合を除き、当社が別に定めるキャッシュカード規定が適用されます。

(6)その他、本サービスにて提供できる内容、前提となる利用条件は当社ウェブサイト等にて掲示しますので、内容をご確認ください。

3.(インターネットバンキングによる取引内容の確認／キャッシュカード規定との関連)

(1)本サービスにおけるインターネットバンキングで提供する「入出金明細照会」の照会期間は、当社所定の期間といたします。

(2)本サービスを解約して通帳を発行する方式に変更いただく場合、変更時点以前の入出金の明細は通帳に記帳されません。この場合、インターネットバンキングで提供する入出金明細照会の照会期間は、変更時点以前のものを含め、通帳を発行する方式の場合の照会期間に戻ります。また、本サービスの解約後、定期預金については、解約済み契約明細は照会できなくなります。

(3)本サービスにおいては、キャッシュカード規定にかかわらず、当社のキャッシュカードおよび届出の暗証を利用して当社の現金自動預入機(現金自動預入払出兼用機を含む。)を使用し、同一の総合口座における総合口座取引規定第 5 条に規定する取引(通帳による振替取引等)はご利用いただけません。

4.(通帳の発行形態の変更)

(1)お客さまは、当社所定の方法によりお取引中の総合口座に本サービスを附帯させることができます。ただし、お客さまが次のいずれかに該当する場合は、お申込みいただくことができません。

①「三菱UFJ信託ダイレクト」の利用申込みをいただいていない場合。

②本サービスを附帯させる総合口座内の普通預金についてキャッシュカードを発行していない場合。発行済みのキャッシュカードは本サービスのキャッシュカードとしてご利用いただけません。

③本サービスを附帯させる前の総合口座に本規定の第 2 条第 2 項に定めるお取引以外のお取引が含まれる場合(すでにご解約済みでも、本規定の第 2 条第 2 項に定めるお取引以外のお取引で、通帳において当該お取引の解約が未記帳である場合を含みます。)

④その他本サービスと併用することのできない当社所定のサービスをご利用の場合。

(2)お取引中の総合口座の通帳は、本サービスを附帯させる場合、本サービスを附帯させた時点でご使用いただけなくなります。

(3)本サービスを附帯させた時点で総合口座通帳に記帳されていない入出金の明細は通帳に記帳いたしません。本サービスを附帯させる前 2 か月分の普通預金の明細以外はインターネットバンキングでもご覧いただけません。明細をご希望の場合は、ATMまたは窓口で事前にご記帳ください。本サービスを附帯させた後に明細を発行する場合は当社所定の手数料をいただきます。

5.(本サービスでのお取引)

(1)関連規定に定められた通帳を使用するお取引について、本サービスにおいては、当社の窓口において受け付ける場合はキャッシュカードと届出の暗証により、当社の窓口以外の場所において受け付ける場合はキャッシュカードと届出の印章により行うものとします。届出の暗証は当社店頭へお客さまご自身で入力してください。当社が定めた特定の取引については、いずれかを省略できることがあります。

(2)前項の手続きに加え、各お取引について正当な権限を有することを確認するため当社所定の本人確認書類の提示等の手続きを求められることがあります。この場合、当社が必要と認めるときは、この確認ができるまではお取引を行いません。

(3)当社の窓口において、キャッシュカードを確認し、払戻し、その他のお取引に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いしました場合、または当社の窓口以外の場所において、キャッシュカードを確認し、払戻し、その他のお取引に使用された印影と届出の印鑑との一致を確認のうえ取扱いしました場合には、そのために生じた損害については、当社および提携先は責任を負いません。

6.(代理人カードによる取引)

- (1)代理人カードでは前条第1項に定めるお取引はご利用いただけません。
- (2)前項に定める場合を除き、代理人カードによる取引は、キャッシュカード規定に定められた範囲で行うことができます。

7.(総合口座の解約)

- (1)本サービスが附帯する総合口座を解約するときは、キャッシュカードを持参のうえ、申し出てください。
- (2)本サービスが附帯する総合口座を解約した場合、本サービスを解約したものとみなします。

8.(本サービスが附帯する総合口座に係る三菱UFJ信託ダイレクトの解約)

- (1)本サービスが附帯する総合口座に係る三菱UFJ信託ダイレクトを解約する場合、あらかじめ本サービスを解約してください。
- (2)本サービスが附帯する総合口座に係る三菱UFJ信託ダイレクトを解約した場合、本サービスを解約したものとみなします。
- (3)当社から三菱UFJ信託ダイレクトを解約する場合、当社は、お客さまに通知することなく、本サービスが附帯する総合口座を通帳を発行する方式に変更することができるものとします。

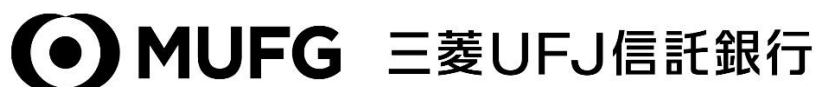
9.(本サービスが附帯する総合口座に関する通知)

本サービスが附帯する総合口座に関する通知、交付または送付する書類については、届出の氏名・名称、住所にあてて郵送することに代えて、当社が三菱UFJ信託ダイレクトで提供する「メッセージ」により通知・交付する場合があります。

10.(規定の変更)

- (1)本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上



2021年5月23日